

条例の構成案

前文

- ・条例を定める意義とまちづくりへの決意

①目的

- ・市民による自治のまちづくりを進めていくこと

②定義

- ・市民、自治、シチズンシップなど用語の定義

③自治の基本理念

- ・情報共有 ・参画 ・協働 ・理解と対話

④市民の権利及び責務

- ・まちづくりの情報を得ることができるとともに、参画できる権利
- ・参画に当たり、自らの発言と行動に責任を持つ責務
- ・協働のまちづくりに当たり、相互理解を深め、自発性及び自主性を尊重する責務
- ・子どもの権利及び責務
- ・事業者の権利及び責務

⑥市長等の責務

- ・市民による自治のまちづくりの支援、協働のまちづくりの推進
- ・行政職員が下記の責務を果たせるような人材育成及び組織の体制づくり
- ・自治を担う一員としての自覚や責任感、公正かつ公平な考え方
- ・知識や技能の向上、柔軟な発想
- ・市民が行うまちづくりを横断的に支援

⑤市議会の責務

- ・別に条例で定める予定

⑦・⑧情報の共有

- ・情報の公開及び発信
- ・個人情報の保護

⑨・⑩参画

- ・参画の保障
- ・住民投票

⑪地域コミュニティ

- ・地域コミュニティの重要性、地域コミュニティにおける活動の活性化
- ・お互い様の精神及び対話の姿勢、互いにくらしやすい地域づくり
- ・市民活動団体やその活動への参画
- ・地域コミュニティにおける関係づくり
- ・地域コミュニティの活動への市長等による支援

⑫取組の推進

- ・たゆみなく自治のまちづくりを推進
- ・取組状況を踏まえ、必要な措置

※番号は、条文の条番号を示しています。

(仮称) 尼崎市自治のまちづくり条例の構成案

前文

わたしたちのまち尼崎は、海、川と大地のもたらす豊かな実りを求めて、原始より人々が暮らし始め、中世にかけては海陸交通の要衝として、近世には阪神間唯一の城下町として、近代には日本有数の工業都市として発展してきた、古い歴史と現代に生きる活力を兼ね備えた誇りうるまちです。

まちの成り立ちを振り返ると、明治の町村制実施により発足した尼崎町、小田村、大庄村、立花村、武庫村、園田村が原形となっています。大正5年には市制を敷き、その後、合併を経て、昭和22年にほぼ現在の市域となりました。この6つの旧町村の流れを受け、現在も6地区が地域自治の基盤となっており、それぞれに地域性があります。また、まちの発展や人口の増加とともに多様性も育まれてきました。一方、近代化が進み、社会経済システムが発達してきたことに伴い、地域社会の一員としてまちづくりに関わろうとする意識や人々のつながりの希薄化が進んできました。

そのようななか、阪神淡路大震災の経験などを経て、わたしたちはあらためて支えあいの大切さを知ることとなりました。これからのまちづくりを考えると、自分たちの地域をよりよくしていくのは、わたしたち一人ひとりだという自覚と行動、お互いを尊重し支え合うコミュニティ、市民の参画と協働、といった自治の力をさらに育んでいく必要があるのではないのでしょうか。

今、あらためて自治の力が必要とされています。

これまで先人たちの培ってきた歴史を引き継ぎ、さらに発展させていくためには、子どもも大人も、また、個人や団体に関わらず、わたしたち一人ひとりの力がまちづくりに活かされなければなりません。ともに学び、考え、それぞれの力を出しあい、誰もが希望と誇りを持って健やかにくらしていける尼崎の未来を築いていきましょう。

こうした思いを共有し、将来にわたり市民による自治のまちづくりを進めていくため、市制施行50周年に制定された「尼崎市民憲章」を礎として、市制施行100周年を機に、ここに「尼崎市自治のまちづくり条例」を制定します。

第1章 総則

①目的

本条例は、本市を魅力的でくらしやすいまちにしていけるため、本市における自治の基本理念や基本的な事項を明らかにするとともに、市民、市議会及び市長等のそれぞれの権利や責務、役割を定め、市民による自治のまちづくりを進めることを目的とする。

②定義

この条例において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 市民 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 本市の区域内に住所を有する者

イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者

ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体

(2) 子ども 18歳未満の市民をいう。

(3) 事業者 本市の区域内で事業を営む個人及び法人をいう。

(4) 市民活動団体 本市の区域内で公共の利益や社会貢献を目的として、主体的、自主的に取り組む、地縁や共通の関心によってつながった非営利の活動を行う団体をいう。

(5) 市長等 市長その他の執行機関、公営企業管理者及び消防長をいう。

(6) 自治 自分たちの地域を自分たちの意思で責任を持ち治めることをいう。

(7) 地域コミュニティ 身近な地域における地縁や共通の関心によってつながった連帯性を持つ地域社会をいう。

(8) シチズンシップ 社会を構成する一員として、より良い社会をつくっていくために、市民一人ひとりが持つ当事者意識や行動力をいう。

③自治の基本理念

市民による自治のまちづくりを進めるために、本市に関わる全ての主体が共有する基本理念は、次に掲げるとおりとする。

(1) 情報を共有すること。

(2) 学び、関心を持ち、シチズンシップを高め、積極的に参画すること。

(3) 立場や特性の異なる多様な主体が、目的や課題を共有するとともに、お互いを尊重し、対等な立場に立って、適切な役割と責任分担のもと連携する協働の取組によって相乗効果を発揮すること。

(4) 対話を重ね、合意に向けて努力を積み重ねることを参画と協働の基本とすること。

第2章 市民の権利及び責務

④市民の権利及び責務

1 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに関する情報を得ることができるとともに、まちづくりに参画することができる。

2 市民は、まちづくりの主体としての自覚を持ち、まちづくりに参画するに当たり、他者への理解の姿勢を持つとともに、自らの発言と行動に責任を持つよう努める。

3 市民は、協働によるまちづくりを行うに当たり、相互理解を深め、それぞれの自発性及び自主性を尊重するよう努める。

4 子どもは、地域社会の一員として、年齢や成長に応じて、第1項から第3項の権利及び責務を有する。

5 事業者は、地域社会の一員として、第1項から第3項の権利及び責務を有するほか、地域社会との調和を図り、まちづくりの推進に寄与するよう努める。

第3章 市議会の責務

⑤市議会の責務

市議会の責務は、別に条例で定める。

第4章 市長等の責務

⑥市長等の責務

- 1 市長等は、市民による自治のまちづくりを支援するとともに、協働によるまちづくりを推進する。
- 2 市長等は、行政職員が第3項から第5項に掲げる責務を果たせるよう、人材育成や組織の体制づくりに取り組む。
- 3 行政職員は、自治を担う一員としての自覚と責任感を持つとともに、全体の奉仕者として公正かつ公平な姿勢で、職務を遂行する。
- 4 行政職員は、知識や技能を向上させるとともに、市民の立場に立ち、柔軟な発想を持って、職務を遂行するよう努める。
- 5 行政職員は、市民が行うまちづくりを幅広い視野と視点から横断的に支援するよう努める。

第5章 情報の共有

⑦情報の公開及び発信

- 1 市長等は、市民の知る権利を尊重し、市政に関し市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、市長等が保有する情報の公開を推進するよう努める。
- 2 市長等は、その保有する情報がまちづくりに有効に活用されやすい形で公開するよう努める。
- 3 市長等は、まちづくりに関する情報を発信するに当たっては、市民の立場に立ち、効果的に行うよう努める。

⑧個人情報の保護

市長等は、信頼される市政の実現のため、別に条例で定めるところにより、個人情報を適正に管理するとともに、その利用、情報提供等に関し適切な保護措置を講じる。

第6章 参画

⑨参画の保障

- 1 市長等は、多様な手法を用いて、市民のまちづくりへの参画の機会を確保するよう努める。
- 2 市長等は、市民の参画を促進するため、市民のまちづくりへの関心や、シチズンシップの向上につながるような機会を確保するよう努める。
- 3 市長等は、市政運営に当たり、市民の意見や提案が活きるよう、参画の機会を効果的に設けるよう努める。

⑩住民投票

- 1 公職選挙法に定める尼崎市議会の議員及び市長の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市長に対し住民投票の実施を請求することができる。
- 2 市長は、前項の定めによる請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。
- 3 市長は、住民投票の実施に当たっては、中立性を保持し、当該事項に関する情報の提供に努めなければならない。
- 4 住民投票の投票権を有する者は、選挙権を有する者とする。
- 5 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重するものとする。
- 6 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。

第7章 地域コミュニティ

⑪地域コミュニティ

- 1 市民及び市長等は、まちづくりを進める上で基盤となる地域コミュニティの重要性を認識し、その活動の活性化に取り組むよう努める。
- 2 市民は、互いにくらしやすい地域づくりに取り組むため、地域コミュニティの一員としての自覚を持ち、お互い様の精神と対話の姿勢を持つよう努める。
- 3 市民は、地域コミュニティを育むため、市民活動団体やその活動への参画に努める。
- 4 市民活動団体は、市民や他の市民活動団体とのつながりを深め、地域コミュニティにそれぞれの力が発揮されるよう努める。
- 5 市長等は、多様な主体の参画と協働による自治のまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重し、自主性及び自立性が発揮されるよう、その活動の支援に努める。

第8章 取組の推進

⑫取組の推進

- 1 本市に関わる全ての主体は、この条例の理念のもと、たゆみなく自治のまちづくりの推進に努める。
- 2 市長は、この条例に基づく自治のまちづくりを推進するとともに、取組状況を踏まえ、必要な措置を講じる。

(仮称) 尼崎市自治のまちづくり条例 逐条解説案

前文

わたしたちのまち尼崎は、海、川と大地のもたらす豊かな実りを求めて、原始より人々がくらし始め、中世にかけては海陸交通の要衝として、近世には阪神間唯一の城下町として、近代には日本有数の工業都市として発展してきた、古い歴史と現代に生きる活力を兼ね備えた誇りうるまちです。

まちの成り立ちを振り返ると、明治の町村制実施により発足した尼崎町、小田村、大庄村、立花村、武庫村、園田村が原形となっています。大正 5 年には市制を敷き、その後、合併を経て、昭和 22 年にほぼ現在の市域となりました。この 6 つの旧町村の流れを受け、現在も 6 地区が地域自治の基盤となっており、それぞれに地域性があります。また、まちの発展や人口の増加とともに多様性も育まれてきました。一方、近代化が進み、社会経済システムが発達してきたことに伴い、地域社会の一員としてまちづくりに関わろうとする意識や人々のつながりの希薄化が進んできました。

そのようななか、阪神淡路大震災の経験などを経て、わたしたちはあらためて支えあいの大切さを知ることとなりました。これからのまちづくりを考えると、自分たちの地域をよりよくしていくのは、わたしたち一人ひとりだという自覚と行動、お互いを尊重し支え合うコミュニティ、市民の参画と協働、といった自治の力をさらに育んでいく必要があるのではないのでしょうか。

今、あらためて自治の力が必要とされています。

これまで先人たちの培ってきた歴史を引き継ぎ、さらに発展させていくためには、子どもも大人も、また、個人や団体に関わらず、わたしたち一人ひとりの力がまちづくりに活かされなければなりません。ともに学び、考え、それぞれの力を出しあい、誰もが希望と誇りを持って健やかにくらしていける尼崎の未来を築いていきましょう。

こうした思いを共有し、将来にわたり市民による自治のまちづくりを進めていくため、市制施行 50 周年に制定された「尼崎市民憲章」を礎として、市制施行 100 周年を機に、ここに「尼崎市自治のまちづくり条例」を制定します。

【説明】

○前文は、本条例を制定する意義を示しています。

○第 1 段落では、本市がたどってきた歴史的経緯について示しています。

わたしたちのまち尼崎は、古い歴史と現代に生きる活力を兼ね備えた誇りうるまちです。

○第 2 段落では、本市の成り立ちと社会の変化について示しています。

本市は、6 つの旧町村の流れを受け、現在においても 6 地区が地域自治の基盤となっており、それぞれに地域性があります。また、まちの発展や都市化に伴う人口の増加とともに多様性も育まれてきたまちでもあります。

一方、近代化が進み、社会経済システムが発達してきたことに伴う、地域社会の変化

について記載しています。ここでの「社会経済システムの発達」については、「経済システムの発達」と「公共政策の充実」を捉えたものです。経済システムについては、市民生活に必要な物やサービスの多くが市場での売買で得られるという環境が整備されてきたこと、また、公共政策については、行政による生活を支える公共サービスや制度が充実してきたことを意図した記載です。そのような便利な社会が形成されてきた一方で、一人ひとりの地域社会の一員としてまちづくりに関わろうとする意識や、助け合いや支えあいの必要性が低下し人々のつながりの希薄化が進んできたことを表現しています。

○第3段落では、今後まちづくりを行う上で必要となる考え方について示しています。

「自分たちの地域をよりよくしていくのは、わたしたち一人ひとりだという自覚と行動」、「お互いを尊重し支え合うコミュニティ」、「市民の参画と協働」といった自治の力をさらに育んでいく必要性について記載しています。

なお、「市民の参画と協働」に関し、とりわけ市長等（行政）においては、市民の力がまちに生きるよう、まちづくりの機軸を「市民の参画と協働」へと意識転換を進めるとともに、後に示すとおり、必要な能力の形成に取り組んでいかなければなりません。

○第4段落から第6段落では、自治の力を高め、尼崎の未来を築いていく決意と本条例を制定する意図を示しています。

子どもも大人も、また、個人や団体に関わらず、わたしたち一人ひとりの力をまちづくりに活かしていくこと。そして、ともに学び、考え、それぞれの力を出しあい、誰もが希望と誇りを持って健やかにくらしていける尼崎の未来をみんなで築いていくこと。こうした思いを共有し、将来にわたり市民による自治のまちづくりを進めていくため、市制施行50周年に制定された「尼崎市民憲章」を礎として、市制施行100周年を機に「尼崎市自治のまちづくり条例」を制定するとしています。

第1章 総則

①目的

本条例は、本市を魅力的でくらしやすいまちにしていけるため、本市における自治の基本理念や基本的な事項を明らかにするとともに、市民、市議会及び市長等のそれぞれの権利や責務、役割を定め、市民による自治のまちづくりを進めることを目的とする。

【説明】

○本条例の制定の目的は、本市を魅力的でくらしやすいまちにしていけるために、「市民による自治のまちづくりを進めていくこと」です。その目的を実現するために、本条例においては、本市における自治の基本理念や基本的な事項を明らかにするとともに、市民、市議会及び市長等（行政）のそれぞれの権利や責務、役割を定めています。

○「自治の基本理念」、「自治の基本的な事項」、「市民、市議会及び市長等のそれぞれの権利や責務、役割」の具体的な中身については、③以降の各項目で詳しく述べています。

②定義

この条例において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 市民 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 本市の区域内に住所を有する者

イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者

ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体

【説明】

「市民」は、「ア」の本市の区域内に居住地その他生活の本拠を有している人のほか、「イ」市内通勤する人や通学する人、さらに、「ウ」市内の事業者・市民活動団体等としています。これは、地域社会が抱える様々な課題の解決やまちづくりを進めていくためには、本市に関係する幅広い人々の参画と協働が必要であるという考えからです。

(2) 子ども 18歳未満の市民をいう。

【説明】

「子ども」は、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」と整合を図っています。

(3) 事業者 本市の区域内で事業を営む個人及び法人をいう。

【説明】

「事業者」は、本市の区域内で事業を営む個人及び法人をいいます。とりわけ企業においては、市場原理に基づく行動のほかに、企業市民として社会貢献活動を行おうとする取組が増えてきています。今後、本市においても事業者は、協働のまちづくりにおいて大きな役割を果たすことが期待されます。

(4) 市民活動団体 本市の区域内で公共の利益や社会貢献を目的として、主体的、自主的に取り組む、地縁や共通の関心によってつながった非営利の活動を行う団体をいう。

【説明】

「市民活動団体」には、以前から広く公益的な活動を担ってきた社会福祉協議会をはじめ、多様な地縁型市民活動団体があるほか、特定の公益目的をもって活動しているボランティア団体やNPO法人(特定非営利活動法人)などのテーマ型市民活動団体があります。

(5) 市長等 市長その他の執行機関、公営企業管理者及び消防長をいう。

【説明】

「市長等」は、地方自治法第 138 条の 4 に定める「市の執行機関」（市長及び教育委員会他、地方自治法第 180 条の 5 に列記されている各種行政委員会）に、独立した権限を有する公営企業管理者（本市では水道事業管理者）と消防長を加えたものです。

(6) 自治 自分たちの地域を自分たちの意思で責任を持ち治めることをいう。

【説明】

「自治」は、自分たちの地域を自分たちで責任を持ち自ら治めることで、一般的に、住民自治と団体自治の総体をいいます。なお、住民自治とは、まちづくりにおいて、住民の意思と責任に基づいて処理する原則のことをいいます。また団体自治とは、まちづくりにおいて、自治体として国から独立して団体の権限と責任において処理する原則のことをいいます。

本条例では「市民による自治のまちづくり」という表現をしていますが、(1)で定義する「市民」が広く関わって自治のまちづくりを進めていくものとしています。

(7) 地域コミュニティ 身近な地域における地縁や共通の関心によってつながった連帯性を持つ地域社会をいう。

【説明】

地域コミュニティは、市民による自治のまちづくりを進める上で基盤となるものです。

(8) シチズンシップ 社会を構成する一員として、より良い社会をつくっていくために、市民一人ひとりが持つ当事者意識や行動力をいう。

【説明】

シチズンシップとは、社会や地域の一員として、また、まちづくりの当事者として、より良い社会をつくっていくための、一人ひとりが持つ意識や行動力のことをいいます。

参画や協働の機会を通して、シチズンシップを育み、一人ひとりが社会や地域に参加する意欲や能力を高めていくことは、自治のまちづくりを進める上で重要なことです。

③自治の基本理念

市民による自治のまちづくりを進めるために、本市に関わる全ての主体が共有する基本理念は、次に掲げるとおりとする。

【説明】

市民個人、事業者、市民活動団体、市議会、市長等（行政）など本市に関わる全ての主体の基本となる理念を定めたものです。「理念」とは、物事に対して、こうあるべきだという根本の考えをいいます。

本市に関わる全ての主体それぞれが、まちづくりを行う上で、この基本理念を共有し、後に規定する権利や責務、役割を有していることを自覚し、行動していくことが大切です。

(1) 情報を共有すること。

【説明】

多様な主体による自治のまちづくりを進めていくうえで重要となる情報共有について掲げています。

これまでも市長等（行政）が有する情報については、積極的に公開を進め、必要な情報がわかりやすく的確に伝わるよう工夫しながら情報の共有化に取り組んできました。今後はさらに、情報化の進展にあわせ、後に規定するとおり、市長等（行政）が保有する情報が有効に活用されるように工夫するとともに、市民が持つまちづくりに関する情報についても、必要な人が必要な時に必要な情報を得られるよう、共有化を進めていく必要があります。

なお、市民が有する情報で、それを公にすることにより、当該市民の権利利益を害するおそれがある場合は、当然ながら情報共有の対象には含まれません。また、市長等（行政）が保有する情報については、後に規定するとおり、別に条例で定めるところにより公開及び発信の取組を進めていきます。

(2) 学び、関心を持ち、シチズンシップを高め、積極的に参画すること。

【説明】

多様な主体の積極的な参画による自治のまちづくりを進めていくために、まずは身近な地域や社会について知ること、それをきっかけとしてまちへの関心やシチズンシップを高めていくことを掲げています。

市民がまちづくりへ参画することにより、市民間の交流がこれまで以上に活発となり、人と人のつながりのあるお互いの顔が見える地域社会が築かれ、地域課題を解決したり、地域の魅力を高めていく力が向上します。また、気軽に参画できる機会をより多く設け、それぞれができることを持ち寄ることで、まちづくりを行う上で誰か特定の人に負担が偏らないような環境をつくることにもつながります。

市長等（行政）としては、地域課題や市民のニーズが多様化する中、市政運営の各過程に市民の参画を得たり、市民によるまちづくりに参画することで、効果的な施策を展開していくことができるほか、ともにまちづくりを担う関係を築いていくことにつながります。

- (3) 立場や特性の異なる多様な主体が、目的や課題を共有するとともに、お互いを尊重し、対等な立場に立って、適切な役割と責任分担のもと連携する協働の取組によって相乗効果を発揮すること。

【説明】

多様な主体による協働のまちづくりを進め、相乗効果を発揮していくことを掲げています。

地域課題や社会的課題が増えるなか、これらの課題を解決し、より良い地域社会を築いていくために、個人や団体に関わらず、それぞれが持つ力を出しあい協力していくことが必要です。協働とは、立場や特性の異なる多様な主体が、目的や課題を共有するとともに、お互いを尊重し、対等な立場に立って、適切な役割・責任分担のもと連携することをいいます。

協働により、一人だけ、一団体だけ、あるいは行政だけでは解決することのできない課題を解決することが可能となるなど、相乗効果が見込まれます。

- (4) 対話を重ね、合意に向けて努力を積み重ねることを参画と協働の基本とすること。

【説明】

参画と協働によるまちづくりを推進するために、異なる立場や考え方をお互い理解し合いながら、対話を重ね、互いにくらしやすい地域づくりをしていけるよう、また、それぞれの持つ力がまちに活きるよう、合意に向けて努力を積み重ねていくことを掲げています。

第2章 市民の権利及び責務

④市民の権利及び責務

- 1 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに関する情報を得ることができるとともに、まちづくりに参画することができる。

【説明】

情報を得ることで、まちづくりについて主体的に考え、参画すること、また協働していくことができます。なお、参画することについては誰かに強制されることなく、参画する時期や分野などは自分の意思で決めることができます。

- 2 市民は、まちづくりの主体としての自覚を持ち、まちづくりに参画するに当たり、他者への理解の姿勢を持つとともに、自らの発言と行動に責任を持つよう努める。

【説明】

市民は、まちづくりの主体としての自覚を持ち、まちづくりに参画するに当たっては、ただ権利を主張するだけでなく、他者への理解の姿勢を持つとともに、広い視野に立ち、自らの発言と行動に責任を持つよう努めます。

- 3 市民は、協働によるまちづくりを行うに当たり、相互理解を深め、それぞれの自発性及び自主性を尊重するよう努める。

【説明】

市民個人、事業者、市民活動団体、市長等（行政）など、まちづくりに関わる主体は、それぞれ考え方や行動の仕方が異なります。そうした主体同士がうまく協働し、まちづくりを進めていくためには、お互いに相手のことをよく知っておく必要があります。そうすれば、何か困った時などには誰に声をかけたら良いのかもすぐわかるため、普段から顔見知りとなり、情報を得ておくことが大切です。

そのため、市民は、各主体の間をつないだり、みんなが気軽に交流できる場を持つなど、相互理解が進むよう努めることを定めます。

また、協働によるまちづくりを進める上では、各主体が「やらされている」感ではなく、自発性や自主性を尊重し、高めていくことも重要となります。

- 4 子どもは、地域社会の一員として、年齢や成長に応じて、第1項から第3項の権利及び責務を有する。

【説明】

本条例においては、「子ども」も「市民」に含まれますが、自治を考えると、いわゆる「大人」を想定しがちであることから、「子ども」も年齢や成長に応じて、権利や責務、役割があることを、あえて確認的に謳ったものです。

なお、子どもは成長段階にあり、判断能力等にも違いがあることから、大人と同じ権利や責務を有することには無理があります。そのため、本条例においては、それぞれの年齢や成長に応じたかたちで、市民としての権利等を有するものとして、「年齢や成長に応じて」としています。

- 5 事業者は、地域社会の一員として、第1項から第3項の権利及び責務を有するほか、地域社会との調和を図り、まちづくりの推進に寄与するよう努める。

【説明】

本条例においては、「事業者」も「市民」に含まれますが、一般的に事業者は市場原理に基づいて経済活動を行うものです。しかし同時に、事業者は、地域社会の一員であり、

企業市民としてまちづくりにおいても大きな役割を果たし得ることから、市民個人や市民活動団体、他の事業者、また市長等（行政）と積極的に協働し、まちづくりの推進に寄与するよう努めることを定めているものです。

第3章 市議会の責務

⑤市議会の責務

市議会の責務は、別に条例で定める。

【説明】

市議会の責務は、（仮称）尼崎市議会基本条例において定める予定です。

第4章 市長等の責務

⑥市長等の責務

- 1 市長等は、市民による自治のまちづくりを支援するとともに、協働によるまちづくりを推進する。

【説明】

市長等（行政）は、市民による自治のまちづくりを支援するとともに、自らも他者との協働によるまちづくりを推進することを定めます。

なお、この章のほか、「情報の共有」、「参画」、「地域コミュニティ」の各章において、それぞれの項目に関する市長等（行政）の具体的な責務等について記載しています。

- 2 市長等は、行政職員が第3項から第5項に掲げる責務を果たせるよう、人材育成や組織の体制づくりに取り組む。

【説明】

○市長等（行政）は、行政職員が自治を担う一員としての自覚と責任感を持つとともに、全体の奉仕者として公正かつ公平な姿勢で、職務を遂行できるような体制づくりに取り組みます。

○市長等（行政）は、行政職員が担当業務に関する知識や技能を向上できるよう、職場での実務を通じて行う教育訓練である OJT や、職場とは別の所で特別に行う教育訓練である Off JT を推進するなど職場環境を整えます。また、市民と良好な関係をつくる上で必要な傾聴力・コミュニケーション能力を高められるよう、職員研修等を実施し、人材を育成します。

また、行政職員が市民の立場に立って、前例にとらわれない柔軟な発想を持ち、時代に合わせた業務の見直しを図るなど、行政職員の自発性を高めるような組織風土や、積

極的な行動を評価する仕組みなど、行政職員を支える体制づくりに取り組みます。

○市長等（行政）は、旧態依然とした縦割り行政にならないよう、市全体の取組やその方向性について、職員間での共有を図るとともに、複合的な社会課題に対応できるよう、行政職員が部門間の交流を積極的にできる機会づくりや、部署や役職にとらわれない職員間のネットワーク形成など、組織内の連携を進めます。ひいては、市民との協働を進める上で、行政職員が市民の行うまちづくりを幅広い視野と視点から横断的に支援できるような組織づくりに取り組みます。

○上記のような行政職員の意識醸成や能力開発に関する意義を認識し、管理職層をはじめ、組織として行政職員を支える体制づくりに取り組みます。

3 行政職員は、自治を担う一員としての自覚と責任感を持つとともに、全体の奉仕者として公正かつ公平な姿勢で、職務を遂行する。

【説明】

行政職員は、本市に在住しているかどうかに関わらず、当然ながら一市民です。本条例において、市民に求められているシチズンシップの向上や地域コミュニティへの関わりなどの努力義務は、行政職員も当然に負うものです。

さらに行政職員は、直接的にまちづくりに関わる仕事をしているものであり、実施している業務や、市民の活動への支援などを通して、本市をより良くするという意識や、市民とともに自治のまちづくりを担う一員であるという自覚と責任感を持つ必要があります。そのために普段から立場や役職にとらわれず、積極的に市民との交流や意見交換する機会を通して、良好な関係を築くことも必要です。

また、行政職員は、市民全体の利益のために奉仕すべきであり、判断や処理が偏らないよう日頃から心掛けることが大切です。そうしたことから、無理な要求に対しては、毅然とした態度で対応し、公正かつ公平な考えで業務に取り組まなければなりません。

4 行政職員は、知識や技能を向上させるとともに、市民の立場に立ち、柔軟な発想を持って、職務を遂行するよう努める。

【説明】

行政職員は、担当する業務に関する知識や技能のほか、市民との良好な関係をつくる上で必要となる知識や傾聴力、コミュニケーション能力を向上させるとともに、分かりやすく丁寧な説明を心がけるなど、市民の立場に立つことが重要となります。また、社会情勢の変化や様々な地域課題などに的確に対応できるよう、前例にとらわれない柔軟な発想を持ち、職務を遂行するよう努めることを定めます。

また、そのためには日頃から市民と積極的に交流を行い、市民が持つ様々な知識や経験から学んでいく姿勢も必要です。

- 5 行政職員は、市民が行うまちづくりを幅広い視野と視点から横断的に支援するよう努める。

【説明】

市長等（行政）は、これまでも市民の自主的な活動への支援として、場の提供や活動助成などを行っていますが、今後、協働の「つなぎ役」としての役割がより重要となります。まちづくりに関わる各主体の間に立ち、その「つなぎ役」として、情報を提供したり、出会いの場を設けるなど、つながりを深めるための取組を行うことが必要です。

そのため、行政職員は、自分の担当業務以外にも、市全体の取組やその方向性を知るように努めるほか、市民が行うまちづくりを幅広い視野と視点から横断的に支援できるよう、必要に応じて関係課や関係団体に積極的につないでいくような意識を持つよう努めることを定めます。

第5章 情報の共有

⑦情報の公開及び発信

- 1 市長等は、市民の知る権利を尊重し、市政に関し市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、市長等が保有する情報の公開を推進するよう努める。

【説明】

市長等（行政）は、市民の知る権利を尊重し、市政に関し市民に説明する責務（説明責任）を果たすため、尼崎市情報公開条例に基づき、市長等（行政）が保有する情報の公開を推進するよう努めることを定めます。

- 2 市長等は、その保有する情報がまちづくりに有効に活用されやすい形で公開するよう努める。

【説明】

市長等（行政）は、その保有する情報がまちづくりに有効に活用されやすい形で公開するよう積極的に取り組みます。例えば、公的な活動に対する個人情報の提供については、平成25年に改正された災害対策基本法に基づき、平常時から、避難行動要支援者の情報を避難支援等関係者である警察、消防、民生委員・児童委員、社会福祉協議会（自主防災組織・自治会）等に提供し、災害時の避難支援に活用するなどの取り組みを行います。

また、これからの社会では、スマートフォン、タブレット端末、SNSの普及等を背景に、多種多様な情報を相互に連携させて新たな価値を生み出す、オープンデータの取組が期待されています。特に、国や自治体が保有する公共データが、国民や企業が利用しやすい形で公開されることが求められているため、本市においても個人情報に触れない範囲

で、市長等（行政）が保有する情報が有効に活用されるような環境整備に取り組むことを定めます。

（オープンデータ：様々な情報を二次利用が可能な形で公開し、社会が効果的に利用し、新たな価値を創造すること）

3 市長等は、まちづくりに関する情報を発信するに当たっては、市民の立場に立ち、効果的に行うよう努める。

【説明】

市長等（行政）は、市民活動の情報を収集するほか、普段から市民と積極的に交流し、話を聴くことなどにより、まちづくりに関して市民がどのような情報を求めているかを把握するよう努めます。その上で、目的に応じてターゲットを明確にするとともに、市民がより関心を持つように内容を工夫し、積極的に発信するよう努めます。

情報の発信に当たっては、市報や回覧板といった紙媒体のほか、WEB や SNS などインターネットによる情報媒体など多様な手法を用いて効果的に行うよう努めます。また、発信した後は、効果についてきちんと振り返ることが大切です。

⑧個人情報の保護

市長等は、信頼される市政の実現のため、別に条例で定めるところにより、個人情報を適正に管理するとともに、その利用、情報提供等に関し適切な保護措置を講じる。

【説明】

市長等（行政）は、大量の個人情報を保有しています。マイナンバー制度の導入など、情報化社会がさらに進む中では、個人情報の保護はますます重要となり、より適正な管理が必要となります。本市における個人情報の適正な管理や利用、提供等に関しては、「尼崎市個人情報保護条例」等で定められ、運用されています。

（マイナンバー制度：行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する基盤のこと。マイナンバー（個人番号）は、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。）

第6章 参画

⑨参画の保障

1 市長等は、多様な手法を用いて、市民のまちづくりへの参画の機会を確保するよう努める。

【説明】

例えば、市政に関して意見を届けることは重要な「参画」の一つです。その際、個人の意見を言うだけでなく、より多くの市民同士が意見交換を行うことによって、一人ひとりが新たな気付きを得て、他者への理解を深めながら、意見を発展させることができます。そのため、市長等（行政）は、気軽に話し合える場をつくるなど、市民が単なる批評にとどまらない建設的な意見や社会全体のことを見据えた意見などを出しやすくなるような工夫が必要です。

また、多くの市民が市政に参画するきっかけを得られるよう、広報や場づくりにおけるデザインについても意識を配るなど、市民が関心を持ち、参画したくなるよう工夫することも必要です。

このような「参画の場づくり」について、「多様な手法」を用いることにあわせて、参加者の多様性が確保されるよう配慮することも必要です。

さらに、身近な地域でのまちづくりへの参画をより進めるためには、市民同士が普段から顔の見える関係をつくることが大切であり、市長等（行政）と市民が協力し、気軽に交流ができ、情報交換が行えるような場を積極的につくることも必要です。また、場づくりに当たっては、普段仕事などで参加しにくい人も参加できるようインターネットを活用するなど、工夫することも必要です。

なお、市長等（行政）としては、まちづくりに参画した市民が、主体的にまちづくりを行っていけるよう、さらには協働の取組に発展するよう、支援していくことも重要です。

2 市長等は、市民の参画を促進するため、市民のまちづくりへの関心や、シチズンシップの向上につながるような機会を確保するよう努める。

【説明】

市民のまちづくりへの参画をより進めるためには、まちに関心を持つ機会やシチズンシップの向上につながるような機会が多くあることが重要です。参画へつながる第一歩は、身近な地域や社会について知ることから始まるため、市長等（行政）は、多様な手法を用いて「学びの機会」を積極的に設けるよう努めます。

3 市長等は、市政運営に当たり、市民の意見や提案が活きるよう、参画の機会を効果的に設けるよう努める。

【説明】

市長等（行政）は、市民の意見や提案が市政運営に活きるよう、意見を聴くタイミングや意見を聴く場の持ち方を工夫するなど、市政参画の機会を効果的に設けるよう努めることを定めます。

⑩住民投票

- 1 公職選挙法に定める尼崎市議会の議員及び市長の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、その総数の 6 分の 1 以上の者の連署をもって、市長に対し住民投票の実施を請求することができる。

【説明】

○住民投票について、住民投票の実施請求権とその対象事項、投票権、投票結果の尊重義務を定め、いわゆる「常設型」の住民投票を定めるものです。

○「将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項」

これまでに全国で、市町村合併や庁舎の移転・建替などに関して住民投票が実施されています。住民投票の対象案件は、社会経済環境や地域課題を踏まえて個々に判断されるものであり、あらかじめ確定的に表現することは困難であるため、他市では別途、住民投票条例において、「住民投票に適しないと考えられる事項※」を掲げていることが一般的です。

本市においても、別途条例においてそうした除外規定を置くとともに、相当程度の発議要件を設定したうえで、発議に必要な署名数が収集された事項については、それだけ発議権者が「重大な事項」と考えているものであることから、住民投票に付することが相応しいものと捉えています。

※「住民投票に適しないと考えられる事項」の例

- ・市の権限に属さない事項
- ・法律上の制度により投票を行うことができる事項
- ・もっぱら特定の地域または市民に関する事項
- ・市の組織人事及び財務に関する事項
- ・解決策の選択肢が多数ある事項など二者択一で賛否を問う住民投票になじまない事項 など

○「その総数の 6 分の 1 以上の者の連署をもって」

一定数以上の署名が集まれば、市長に対し住民投票の実施を請求することができる旨を定めます。

なお、法律における事例として、「市町村の合併の特例等に関する法律」では、有権者の 50 分の 1 以上の連署をもって、住民が合併について話し合う協議会の設置を請求し、議会がこれを否決した場合、さらに 6 分の 1 以上の連署をもって、協議会設置の是非を問う住民投票を請求した場合には、必ず住民投票を実施しなければならないこととなっています。

本市における発議権の設定においては、同法における合併協議会設置の是非を問う住民投票の請求に必要な署名数と同様、公職選挙法上の選挙権を持つ者の 6 分の 1 以上とすることが合理的であると考えています。

2 市長は、前項の定めによる請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

【説明】

行政運営上の重要な事項が生じた場合に、市民がその是非を問う住民投票を住民の発意によって実施するためには、地方自治法第74条の規定に基づき、有権者の50分の1の署名をもって市長に「(当該事項に関する)住民投票条例」の制定を請求し、当該条例案の議決を経るといった、いわゆる「直接請求」という制度があります。

一方、一定の住民発議の要件を満たした場合に、議会の議決を経ずに、住民投票を実施できる制度を条例で定めている例があり、これは「常設型」の住民投票制度と呼ばれています。本条例においては「常設型」の住民投票について定めています。

3 市長は、住民投票の実施に当たっては、中立性を保持し、当該事項に関する情報の提供に努めなければならない。

【説明】

投票権者が自らの明確な意思に基づき投票するためには、当該事項に係る事業等の目的、意義、費用、市民生活への影響などを把握し、どのような点が住民投票の論点であるのかを十分に理解できている必要があります。マスメディアなどを通じて、住民は様々な情報を得ることができますが、何よりも当該事項に関する多くの情報を有しているのは市であり、住民の理解を深める上で、市が積極的に情報提供を行うことは必須です。また、情報提供に当たっては、投票権者が主体的に判断できるよう、中立性を保持し客観的な情報を提供する必要があります。

そのため、市長は住民投票の実施に当たり、中立性を保持するとともに、市が有する情報が容易に理解されるよう工夫し、情報提供に努めることを定めています。

4 住民投票の投票権を有する者は、選挙権を有する者とする。

【説明】

住民投票の投票権を有する者は、住民投票を請求できる者と一致させています。

5 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重するものとする。

【説明】

住民投票の結果に法的な拘束力を持たせることは市長や議会の権限を侵すものとして法令に抵触する疑いがありますので、投票結果に対して、市長や議会は「尊重するもの」としています。投票結果を斟酌した上で、二元代表制を敷いているわが国の地方自治制度のもと、市長と議会が最終的に判断することとなります。

6 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。

【説明】

住民投票に付することができる事項や署名の収集方法など、住民投票を実施するために必要な事項は、別に条例で定めることを述べています。

第7章 地域コミュニティ

⑪地域コミュニティ

- 1 市民及び市長等は、まちづくりを進める上で基盤となる地域コミュニティの重要性を認識し、その活動の活性化に取り組むよう努める。

【説明】

「前文」にもあるように、近代化が進むなか、経済システムの発達により、市民生活において必要な物やサービスの多くが市場での売買で得られるという環境が整備されるとともに、行政による生活を支える公共サービスや制度も充実してきました。このような便利な社会が形成されてきたなかで、一人ひとりがくらしやすい地域社会づくりに向けて、他者とのコミュニケーションをとり、時には利害関係を調整しながら、身近な地域に関わっていくことの必要性も薄れてきました。こうした社会の変化を受けて、一人ひとりの地域社会の一員としてまちづくりに関わろうとする意識や、人々のつながりの希薄化が進んできたといえます。

しかし、大震災の経験等から、地域コミュニティの大切さが改めて見直され、地域の「絆」の重要性が再認識されています。

これまでも本市では防犯・防災や子育て、福祉、環境など、様々な地域活動が行われてきましたが、少子化・高齢化の進行や、世帯類型の変化、個々人の生活様式の変化などと相まって地域の課題は複雑化、多様化しています。そのようななか、課題はどこかの誰かが解決してくれるわけではなく、わたしたち一人ひとりが身近な地域に関心を持ち、自らができることを考え、関わり、より良くしていこうという意識が欠かせません。

ここでは、市民及び市長等（行政）がこのような意識を共有し、解決に向けて協働することにより、更なる地域コミュニティにおける活動の活性化に取り組むよう努めることを定めています。

- 2 市民は、互いにくらしやすい地域づくりに取り組むため、地域コミュニティの一員としての自覚を持ち、お互い様の精神と対話の姿勢を持つよう努める。

【説明】

市民は、互いにくらしやすい地域づくりに向け、地域コミュニティの一員としての自覚を持つとともに、日頃からお互い様の精神と対話の姿勢を持つよう努めることを定めています。

互いにしやすい地域づくりに向けては、定められた法律や条例などの決まりを守ることも当然ですが、まずはそれ以前に、例えば、マナーに関する問題など、互いが気持ち良く生活するための知恵や気遣いなどをもとに、対話しながら解決を図っていくことが大切です。

3 市民は、地域コミュニティを育むため、市民活動団体やその活動への参画に努める。

【説明】

市民は、地域コミュニティを育むため、市民活動団体への加入やその活動に参加するなど、参画に努めることを定めます。

本市における町内会・自治会の多くは、社会福祉法に基づいて設置された社会福祉法人である社会福祉協議会に加入しており、本市では自治活動と福祉活動が一体的に行われていることが他都市にはない特色となっています。

また他にも、多くの地縁団体やテーマ型の団体による活動が行われています。

町内会・自治会をはじめ、様々な団体に多くの市民が参加、参画することで、身近な地域に関心を持ちその魅力を高めていくことや地域の課題を解決することにつながります。

4 市民活動団体は、市民や他の市民活動団体とのつながりを深め、地域コミュニティにそれぞれの力が発揮されるよう努める。

【説明】

市民活動団体は、地域コミュニティにおける活動の活性化に向け、活動の情報を発信するほか、普段から地域の人と話し合い、交流できるような場づくりや、地域の人がつながるきっかけとなるイベントを開催するなど、市民や他の市民活動団体と連携し、地域コミュニティにおけるつながりを深め、それぞれの持つ力が地域コミュニティに発揮されるよう努めることを定めます。

5 市長等は、多様な主体の参画と協働による自治のまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重し、自主性及び自立性が発揮されるよう、その活動の支援に努める。

【説明】

市長等（行政）は、多様な主体の参画と協働による自治のまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重し、その自主性、自立性が発揮されるよう、その活動の支援に努めることを定めています。

支援に当たっては、尼崎市の地域特性を踏まえ、尼崎市役所支所設置条例に掲げる 6

地区を基本として、多様な主体が参画し、つながりを深められるような話し合いや交流などの場づくりや、地域の人材育成の支援、また情報発信活動の支援等、様々な支援に努めます。

なお、具体的な施策としては、地域における住民自治を支えるための、地域振興センターをはじめとした地区施設の機能の再構築や人員配置のあり方、身近な地域課題の解決に向けた地域住民の意思を反映した予算執行のあり方、さらには職員の意識醸成や能力形成などについて検討を進めます。

第8章 取組の推進

⑫取組の推進

- 1 本市に関わる全ての主体は、この条例の理念のもと、たゆみなく自治のまちづくりの推進に努める。

【説明】

市民個人、事業者、市民活動団体、市議会、市長等（行政）など本市に関わる全ての主体は、本条例の理念や各主体の権利及び責務、役割を共有し、たゆみなく自治のまちづくりの推進に努めることを定めます。

- 2 市長は、この条例に基づく自治のまちづくりを推進するとともに、取組状況を踏まえ、必要な措置を講じる。

【説明】

市長は、本条例に基づく自治のまちづくりを推進するとともに、市民及び市長等（行政）の権利及び責務、役割に関する取組状況を把握し、必要と認める時には、取組の改善やさらなる推進等に努めることを定めます。